

綾瀬市議会 9月定例会会期日程

令和5年8月

月・日	曜日	会 議	事 項
9・1	金	本 会 議	・補正予算 ・決算 ・一般議案
2	土	休 会	
3	日	休 会	
4	月	本 会 議	・決算 ・一般質問通告書正午締切
5	火	休 会	
6	水	休 会	
7	木	市民福祉常任委員会	
8	金	経済建設常任委員会	
9	土	休 会	
10	日	休 会	
11	月	総務教育常任委員会	
12	火	市民福祉常任委員会	
13	水	経済建設常任委員会	
14	木	総務教育常任委員会	
15	金	休 会	
16	土	休 会	
17	日	休 会	
18	㊦	休 会	
19	火	基地政策特別委員会	
20	水	休 会	・写真撮影申込正午締切
21	木	本 会 議	・一般質問
22	金	本 会 議 議会運営委員会	・一般質問
23	㊧	休 会	
24	日	休 会	
25	月	本 会 議	・一般質問
26	火	休 会	
27	水	本 会 議 議会全員協議会	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議・・・議 場
 総務教育常任委員会・・・第1委員会室
 経済建設常任委員会・・・第1委員会室

議会運営委員会・・・第1委員会室
 市民福祉常任委員会・・・第1委員会室
 基地政策特別委員会・・・第1委員会室

綾瀬市議会 9 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 5 年 9 月 1 日（金）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第170号議案 | 令和 5 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 | 第171号議案 | 令和 5 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 第167号議案 | 綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 第168号議案 | 綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 第169号議案 | 動産の取得について（令和 5 年度はしご付き消防ポンプ自動車（3.5m級）） |
| 日程第 7 | 第162号議案 | 令和 4 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 第163号議案 | 令和 4 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 第164号議案 | 令和 4 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 第165号議案 | 令和 4 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 第166号議案 | 令和 4 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 12 | 第 6 号報告 | 令和 4 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 13 | 第 7 号報告 | 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について |
| 日程第 14 | 第 8 号報告 | 専決処分の報告について（綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例） |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 2 号		令和5年7月25日 受付 令和5年9月1日 審査依頼
件 名	厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決に関する陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市上土棚北3-6-12
	氏 名	厚木基地周辺の騒音対策を考える会 理事 遠山武彦

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

- 1 厚木基地に係る住宅防音工事補助対象区域に関し、80W及び75W区域内に所在する「逆転現象を伴う告示後住宅」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと
- 2 区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと

理由

厚木基地周辺の航空機騒音に関しては、空母艦載機の移駐によってその程度が低減されており、これもひとえに綾瀬市議会議員各位のご尽力の賜物として、まずは感謝を申し上げる次第です。

この騒音の減少傾向を踏まえ、国は、令和4年度から騒音測定を開始しました。

令和5年度も引き続き測定を実施中であり、その後コンター線を作成し、令和6年度以降早期での補助対象区域の見直し（再告示）を目指しています。

しかしながら、この見直しに関しては、国として、事前に解決すべき「80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅の解消」という大きな問題が存在しております。

平成18年1月17日の告示は、それまでと同様に追加告示方式で行ったため、過去には一旦解消された「逆転現象を伴う告示後住宅」を再度発生させました。

これについて、私ども「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」では、空母艦載機移駐前の平成26年10月及び移駐直後の平成30年8月の二度にわたり、綾瀬市議会に陳情をさせていただき、ご採択をいただいた上、国に意見書を提出し、強く要望していただいたところであります。

また、平成31年1月からは、告示後住宅所在区域内の住民の方々を対象に、その即時解消等を求めるための署名活動も行い、同年（令和元年）7月、防衛省本省及び南関東防衛局に、約5千6百名分の署名簿を提出するなど、その解決を継続的に求めてまいりました。

しかしながら、市議会をはじめ地元自治体や住民からの前述のような長年にわたる要請に対し、国からは、いまだ具体的な解消策が一向に示されておりません。

さらに、このままでは、騒音が減少傾向にあるという単純な理由だけで、指定再告示方式による区域見直しにより現在の補助対象区域が大幅に縮小され、それに合わせ、たなざらし状態となっている告示後住宅が根こそぎ「切り捨てられる」恐れさえ生じてきております。

これはあまりにも不合理であり、区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策が必要不可欠と考えます。

空母艦載機の移駐により、日常的な騒音は確かに減少しておりますが、硫黄島悪天候時のFCLP実施の可能性など、米軍に提供されたままの厚木基地については、周辺住民が何の前触れもなく激甚騒音にさらされる恐れの下にある状態が、常時続いております。

このような現状に鑑み、住民への直接の救済策である住宅防音工事、とりわけ空母艦載機の移駐完了まで最長で32年間（昭和61年～平成30年）も受認限度を超える騒音の被害を受け続け、今後も騒音にさらされる「80W及び75W区域内にある逆転現象を伴う告示後住宅」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すとともに、区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うことを、国に強く求めて頂くことを、お願いする次第であります。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 3 号		令和5年 8 月 8 日 受 付 令和5年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4階
	氏 名	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 理事長 佐 野 充

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の項目

- 1 保育施設の配置基準を引上げ、保育士の増員を図ること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引上げ、保育職場で働く全ての職員の処遇改善を図ること。

陳情の趣旨及び理由

子供は、他の何物にも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子供の尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育施設での重大事故は、保育士をはじめとした保育所スタッフの人員不足が大きな原因であることは明らかです。

こうしたなか、保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、特に4～5歳児においては保育士1人につき30人とされており、国際的に比較してもかなり低い水準のままです。また、多くの自治体で独自の配置基準を設け人員を配置していますが、その分に関わる財源は全て現場任せとなっている仕組み自体も問題です。

保育士の平均月給は全産業平均より約5万円低く（2021年度政府調査）、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず人員不足が一層深刻化しています。子供たちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け適切な配置基準への改善と必要な財源確保をお願いするものです。

保育士の保育施設配置基準を少なくともOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、必要な財源を十分に確保するよう国に対し意見書の提出をお願いいたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 号		令和5年 8 月 9 日 受 付 令和5年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階
	氏 名	神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の項目

2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。

陳情の理由、経緯など

6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。

特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が

15%あったことも明らかになりました。

そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度の下での受診券であり、同制度の運用に必要なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認証」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱いていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 5 号		令和5年 8 月 10 日 受 付 令和5年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める陳情	
代 表 者	住 所	相模原市中央区富士見 6 - 6 - 1 3
	氏 名	湘北教職員組合 執行委員長 天 岸 和 也

—— 陳 情 の 原 文 ——

1 陳情の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- (2) 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に制定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (4) 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

2 陳情の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、小泉政権の下で3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子供たちの豊かな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備時間の十分な確保に向け、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制標準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実現を求めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人以下学級の実現を望みます。

小学校高学年教科担任制の加配は、授業準備の時間確保ができるなど豊かな学びにもつながるため、学校現場から効果があるとの声が聞かれています。しかし、これまで加配措置されていた、少人数・TT加配からの付け替えが行われています。少人数・TT加配についても、きめ細かい教育活動のため有効に活用していたことから、豊かな学びの実現のためには、既に配当されている加配は維持した上で、加配を拡充していく必要があります。また、スクール・サポート・スタッフの配置によって、教職員の業務は軽減されており、今後より活躍してもらうためには常勤化が必要です。

全国の不登校数は、2021年度過去最多となりました。子供や保護者などに対する相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラーは、学校現場に欠かせない職です。神奈川県においては、2023年度の配置を大幅に増やしました。しかしながら、小学校への配置が不足しており、不足分は市町村費で配置せざるを得ない状況です。本来、国の予算において全ての学校に配置される必要があります。さらには、スクールカウンセラーとしての役割を十分に果たすためにも常勤化できるだけの財源の確保が必要です。

子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2024年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 6 号		令和5年 8 月 16 日 受 付 令和5年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	自治会に関する市の助成金に関する陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市上土棚北4-4-16
	氏 名	江 川 英 正

—— 陳 情 の 原 文 ——

リサイクルプラザから資源ごみ助成金として3,453,500円が18の区長の銀行口座に振り込まれています。決算書の収入の部に入っていません。

募金として2,092,150円使われているようですが支出の部に入っていない。

自治会内の事と思われるかもしれませんが、税金が使われているので一市民としても使途を明確化することを求めることを陳情いたします。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 7 号		令和5年 8 月 22 日 受 付 令和5年 9 月 1 日 審査依頼
件 名	従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情	
代 表 者	住 所	大和市南林間1-7-7 アンシャンテビル3階 大和民主商工会内
	氏 名	諸要求実現県央4市共同行動実行委員会 議長 永 沢 三 郎

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

国に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書を提出すること。

陳情の理由

6月2日、「健康保険証廃止を含む番号法等改定法案」が採択強行され、可決・成立しました。マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を廃止するとしています。

しかし、法案成立後も、資格確認ができない、他人の医療情報がひもづいている等のトラブル事例が連日報道されています。その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが数多くあったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっています。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得していない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を申請することなくマイナンバーカードを持たない人には発行する方針を明らかにしましたが、国民の不安が払拭されたわけではありません。

6月21日には、座間市議会が国に提出する「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書」を採択しましたが、全国でも従来型（紙）の健康保険証の存続を求める

自治体は増えてきています。

マイナ保険証への国民の不安・不信は高まっており、「健康保険証は廃止しないで」との市民の声は切実です。マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではないと考えます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。